

令和 3 年度

財政援助団体等監査結果報告書

西条市監査委員

目 次

令和3年度財政援助団体等監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の着眼点	2
第4 監査の実施内容	2
第5 監査の結果	2
1 愛媛県人権対策協議会西条支部に対する補助金について	3

西 監 第 1 2 4 号
令和4年3月24日

西条市長
西条市議会議長

玉 井 敏 久 殿
武 田 功 殿

西条市監査委員 東 元 道 明
西条市監査委員 徳 増 竜 伍
西条市監査委員 一 色 輝 雄

令和3年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項及び西条市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び西条市監査基準第14条第1項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和3年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

令和2年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する補助金について監査を実施した。

監査対象団体	補助金の名称	所管部署
愛媛県人権対策協議会西条支部	愛媛県人権対策協議会西条支部補助金	市民生活部 人権擁護課

第2 監査の期間

令和4年1月21日から令和4年2月22日まで

第3 監査の着眼点

- (1) 補助対象や金額の算定基準は要綱等により明確になっているか。
- (2) 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- (3) 補助金の使途は適切か。
- (4) 出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- (5) 補助金で購入した物品等の管理は適正か。

第4 監査の実施内容

団体及び所管課から関係書類等の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、出納関係帳票等の整備の状況について実地にて監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、団体に交付された補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めた。

なお、所管部署及び交付団体においては、指示、指導を行ったため記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体の監査結果は次のとおりである。

1 愛媛県人権対策協議会西条支部に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 愛媛県人権対策協議会西条支部補助金
- (2) 補助金交付先 愛媛県人権対策協議会西条支部
- (3) 補助金額 11,810,000 円（令和3年度に4,088円戻入）
- (4) 支出年月日及び金額
 - 令和2年 4月24日 11,040,000 円（前期分）
 - 令和2年10月23日 11,040,000 円（後期分）
 - 令和3年 2月 4日 △6,470,000 円（変更申請戻入）
 - 令和3年 3月24日 △3,800,000 円（変更申請戻入）
 - 令和3年10月14日 △4,088 円（差額戻入）
- (5) 支出根拠 西条市補助金等交付規則
愛媛県人権対策協議会西条支部補助金交付要綱
- (6) 愛媛県人権対策協議会西条支部に関する指摘事項

ア 規約等について

規約等を策定されているが、内容について不十分なものが散見される。見直しを行い、適正な内容に改正されたい。

イ 収入・支出関係事務について

明確な根拠のない支払いについては、根拠規定等の策定を検討し、金銭出納帳においては、入金及び出金について、誰が見ても領収書や通帳等と突合できるように整備されたい。

また、団体で支払うべき経費と自己負担で支払うべき経費は明確に区分し、適正な出納事務を行うこと。

(7) 市民生活部人権擁護課に関する指摘事項

ア 補助金交付事務について

補助金実績報告等を審査する際には、適切な事業が行われているか、記載された内容に不備はないか、内容が補助金交付要綱に準じているかなど、内容を精査し適正な補助金交付事務を行うこと。

また、今後も定期的に愛媛県人権対策協議会西条支部が行う、収入・支出関係事務については担当課審査を行い、適正な事務が行われるよう指導・助言等を行われたい。

イ 予算の積算について

市の規定と比べ高い基準で定められている団体内で取り決めた賃金及び旅費規定等に合わせ予算を積算されているが、市の厳しい財政環境下において、補助金の積算根拠として、市の基準を用いる検討をされたい。

また、団体から提出される計画内容が、補助金交付要綱と照らし合わせ、内容が適切かどうか精査し予算の積算を行われたい。